

広島県留置施設視察委員会への情報提供に関する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

## 広島県公安委員会規則第9号

### 広島県留置施設視察委員会への情報提供に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、広島県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 留置業務管理者（法第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初に開催される会議において、次に掲げる事項について必要な情報を提供するものとする。

- (1) 留置施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 留置施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用及び摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 自弁の嗜好品及び書籍等の停止措置の実施状況
- (8) 戒具及び保護室の使用状況
- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
- (10) 審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出並びにそれらの処理の結果

2 前項の場合において、留置業務管理者は、同項第1号及び第3号から第10号までに掲げる事項については過去1年間の、同項第2号に掲げる事項については過去5年間の情報を提供するものとする。

3 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、会議において、必要な情報を提供するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。